

平成23年9月9日（金曜日）第3回定例会

○出席議員（18名）

1番	高橋勝文	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	木村寿太郎	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤良一	議員
15番	内藤明	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鴨田俊廣	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員長
高子武	農業委員会会長	犬飼一好	総務課長
菅野英行	政策推進課長	丹野敏晴	財政課長
犬飼弘一	税務課長	安彦浩	市民生活課長
富澤三弥	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
小野秀夫	農林課長（併） 農業委員会 事務局長	宮川徹	商工振興課長
安孫子政一	情報観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
柴崎良子	子育て推進課長	横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長
奥山健一	水道事業所長	櫻井幸夫	病院事務長
荒木利見	教育長	小畑広明	学校教育 課長補佐
清野健	生涯学習課長	片桐久志	監査委員
大泉辰也	監査委員長		

○事務局職員出席者

安食俊博	事務局長	佐藤肇	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	主任

議事日程第5号

第3回定例会

平成23年9月9日(金曜日)

午前9時30分開議

再開

- 日程第1 認第1号 平成22年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 2 認第2号 平成22年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 3 認第3号 平成22年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 4 認第4号 平成22年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 5 認第5号 平成22年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 6 認第6号 平成22年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 7 認第7号 平成22年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 8 認第8号 平成22年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 9 認第9号 平成22年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
- 〃 10 認第10号 平成22年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- 〃 11 認第11号 平成22年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
- 〃 12 議第47号 平成23年度寒河江市一般会計補正予算(第4号)
- 〃 13 議第48号 平成23年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 〃 14 議第49号 平成23年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 〃 15 議第50号 寒河江市市税条例等の一部改正について
- 〃 16 議第51号 寒河江市都市計画税条例の一部改正について
- 〃 17 議第52号 スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 〃 18 請願第5号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出に関する請願
- 〃 19 請願第6号 原発からの撤退と自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出に関する請願
- 〃 20 質疑
- 〃 21 予算特別委員会設置
- 〃 22 決算特別委員会設置
- 〃 23 委員会付託
- 休憩
- 再開
- 日程第24 寒河江市議会決算特別委員会正副委員長の互選結果報告について
- 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号と同じ

再 開 午前9時30分

- 高橋勝文議長 おはようございます。
ただいまから、本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

議 案 上 程

- 高橋勝文議長 日程第1、認第1号から日程第19、請願第6号までの19案件を一括議題といたします。

質 疑

- 高橋勝文議長 日程第20、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。
認第1号に対する質疑はありませんか。新宮議員。
- 新宮征一議員 この場で質問するのが妥当なのかあるいは決算特別委員会なのか（「マイクをつけてください」の声あり）所管の委員会で質問すべきなのか悩んだんですけれども、決算の処理の仕方にかかわる問題なのでこの場で質疑させていただきたいと思います。よろしいですか。
- 高橋勝文議長 はい。
- 新宮征一議員 決算というのは当然予算に対してどのぐらい金を使って、何らかの理由があって、不要になったと、いわゆる不用額ですね。支出済額、それから不用額、そしてもう一つは翌年度に繰り越すと、繰越額と三つで合わせたものが当然予算額に匹敵してくるわけなんですけれども、今回気がついたのは翌年度の繰越額、これでこれまでは私は翌年度に繰り越すというのはほとんどが繰越明許費、これで処理されてきております。ところが、今回の平成22年度の決算書を見ますと、翌年度への繰越額の中で処理の仕方、繰越明許費と事故繰越しと、こういう処理がなされております。したがって、事故繰越し額というのはどういう性質のもので、一般的に使っている繰越明許費からこれを分類するというのはどういうことなのか、どういうことかというよりその中身ですね。事故繰越しの中身を説明してもらえば、当然繰越明許費との違いがわかってくるわけなんですけれども、その辺についてお尋ねをいたします。
- 高橋勝文議長 丹野財政課長。
- 丹野敏晴財政課長 それでは、繰越明許費と事故繰越しと二つの違いということでございますけれ

ども、繰越明許費につきましては議会の議決を得て翌年度に繰り越すということになってございます。つまり、今年度完成が見込めないということで事前に前もって翌年度に繰り越すという場合、議会の議決を得て翌年度に繰り越すということになっております。

事故繰越しにつきましては、一たん予算に計上した後何らかの事由により年度内の完成が困難になったという場合には、事故繰越しということでこれは議会の議決を得ないで繰り越すことができるというものでございます。

今年度その事故繰越しということで非常に多かったわけですが、これは東日本大震災によりまして、例えば工事の方の材料が調達ができなくて平成22年度で完成できなかったという、そういった特殊な事情がありましたので今回事故繰越しということにさせていただいたということになります。

○高橋勝文議長 新宮議員。

○新宮征一議員 今の説明ですと、当然議会の議決を必要とするものとそうでないものとの違いだという、十分わかりました。そして、今回これが特に目立つのは現業関係なんですね。いわゆる第8款の土木費、しかもその中でも第13節の委託料あるいは15節の工事請負費、中にはこれに二つに使い分けられている部分もあるんですけども、それから下水道事業会計ですね。そういったもので、ほとんどが13節と15節に分かれているので、今の財政課長の説明でその区分についてはわかりました。

今回は東日本大震災によって事故繰越しというのが非常に多くなってきたというのが十分理解できるわけですが、これまではそういったものはなかったと理解してよろしいんですか。

○高橋勝文議長 丹野財政課長。

○丹野敏晴財政課長 事故繰越しは過去にはあったと思います。これは用地取得のおくれというところで過去に何年か前に1件あったと、あと駅前の方の、特別会計の方の事業でも事故繰越しというのがあったと記憶しております。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 一般会計そのもので、税収ですね。市税初め、市営住宅、そういうそれと、保育所ですね、そういう滞納のがかなりあるような感じもいたします。その辺のことをどのようにやられているのかお知らせくだされば幸いです。

また、この予算は市長が就任されて2年目の予算でありますし、その辺の評価といいますと市長は何点点数つけられるのかと私思っ、一応お聞きしたいと思っております。

○高橋勝文議長 犬飼税務課長。

○犬飼弘一税務課長 お答えいたします。

税の滞納繰越額ですけれども、繰り越しですけれども、滞納繰り越しにつきましては滞納繰越分の納税額以上に新たな滞納が発生して累積しているような状況にございます。近年の景気低迷により所得の減少などにより、納税額が単年度分の課税額まで至らずに累積している方も多数おります。今回は年度末の特別納税相談の実施中に3月11日に発生した東日本大震災の影響なども、大きく収納に響いたと受けとめてございます。なお、繰り越し分が発生、増加しないようにさまざま滞納整理の一連の作業をしているわけですが、今年度におきましてもコールセンターの設置やら納税相談員の制度もつくりまして滞納処分に係る一連の業務をさらに推進し、税の公平性が損なわれ

ないように努めてまいりたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○高橋勝文議長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 議員御質問の市営住宅の滞納のことにつきまして、状況について御報告したいと思います。

平成19年以降については100万円を切るような形で滞納額については順次削減してきたところですが、本年度も87万8,000円という金額の滞納分が発生してしまいました。対象者は6人ほどいらっしゃるわけですが、個別に面談して計画的な納入についての計画を立てるということで個別指導を行っているところでございます。計画書の提出などもお願いしているところでございますけれども、それが実施できないということになれば保証人も含めて指導しているわけですが、長期にわたるような状況があれば退去も含めて検討しなければなりませんけれども、現在個別指導を実施して納入について促進を図っているところでございます。

以上でございます。

○高橋勝文議長 柴崎子育て推進課長。

○柴崎良子子育て推進課長 保育料の滞納につきましては年々やはり増加傾向にありますが、できるだけ現年分で子供さんを預かっている間に滞納を少なくして、過年度分についても頑張ってお納税というか納めていただくように指導はしておりますけれども、昨年10月子ども手当の支給分につきまして滞納が大分たまっている方につきましては現金で窓口払いなどにしまして返済計画などを提出していただきまして、できるだけ滞納額が少なくなるように頑張ってきたところでございまして、平成21年度から見ますと数字にも出ておりますけれども、前は1,000万円ちょっと超えておりましたけれども900何万円ということでさらに少なくするように頑張りたいと思っております。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 今保育所のがありましたけれども、指定管理者がなっているところが2カ所あるはずですが。そのうち市直営と指定管理者の割合でどちらの方が多いのでありますか。

○高橋勝文議長 柴崎子育て推進課長。

○柴崎良子子育て推進課長 指定管理者につきましても、保育料につきましては市で決定して市で納付の方もしておりますので、指定管理者との割合というものは特段多いとか少ないとかはないようです。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 冬の除雪でありますけれども、各地域に山間部と平野部で違いますけれども、その間で市の除雪車初め民間から借り上げている業者にやっているものがありますけれども、燃料の高騰などでやはりその辺の開きなどはどのように対応なされているのか、また委託している業者が物損事故や交通事故などがあつたのかどうか。あつたなら早急に市に報告あつたのかないか、その辺お願い申し上げます。

○高橋勝文議長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 除雪についてでございますけれども、市内の除雪につきましては直営と委託と両方やっているところでございます。路線ごとに分けながら対処しているところでございますけれども、現在除雪の延長に占める委託率は80.7%、これは平成22年度でございます。委託業者数

は38社でございます。除雪の燃料等の高騰ということでございますけれども、現時点において昨年につきましては今回の冬につきましては大変な大雪でございます、補正等もお願いしながら実施させていただいたところでございます。ただ、寒河江市の場合につきましては除雪協力会ということで、関係除雪団体との良好な関係を持ちながら実施しておりますので、計画的に除雪ができてい
るのではないかなと思っているところでございます。

本年度につきまして、交通事故等の報告については本年は事例はなかったのではないかと思います。ただ、除雪した中で例えばブロック塀を傷つけたとかそういった事案はあったようでござい
ますけれども、それについては業者の方に過失がないということであればこちらの方で修繕ということ
で対処しているのが実態でございます。

以上でございます。

○高橋勝文議長 認第2号に対する質疑はありませんか。手を挙げて、挙手をしてください。

認第2号に対する質疑はありませんか。(何事か言う者あり) 認第2号に対する質疑はありませんか。佐藤議員。

○佐藤良一議員 今の問題で早急に休憩して議運を再開して検討させるようお願い申し上げます。

○高橋勝文議長 暫時休憩をいたします。

休 憩 午前 9時47分

再 開 午前10時11分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議会運営委員会の結果につきまして、
議会運営委員長の報告を求めます。沖津議運委員長。

[沖津一博議会運営委員長 登壇]

○沖津一博議会運営委員長 ただいまの議会運営委員会の協議の結果について申し上げます。

ただいまの進行につきましては、認第2号に進んだものとして取り扱い、認第2号以降は「ほかに質疑はありませんか」という確認をすることに決まりましたので、よろしくようお願い申し上げます。
以上、御報告申し上げます。

○高橋勝文議長 ただいま、沖津議会運営委員長より報告がありましたように決していかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋勝文議長 そのように決しました。

認第2号に対する質疑はありませんか。佐藤議員。

○佐藤良一議員 下水道でありますけれども、寒河江市の下水道は昭和58年10月から供用開始されて
おります。その中でやはり自分も何回か問題視してきたものが汚泥の処理であります。汚泥の処理、
セメントの原料になると聞いておりますけれども、大体1カ月単位年間どのぐらい発生の量がある
んでしょうか。そしてセメント会社に運んでいる、売るといふか、その金額は幾らになるん
でしょう。また、下水道工事に対して負担金というものも発生するわけでありまして。その負担金の割合、
それも滞納があるのかどうかであります。あそこは職員と一緒に業者に管理委託されてお
りまして、ずっと同じ会社であります。その辺で業者の管理するときの、そういうこと
に対し、競争を意識するために入札などを考えているわけあるのかないのかであります。

下水道の使用料に対しては水道料金と一緒にっておりますけれども、井戸水も使っている方もいると聞いておりますけれども、3月末まで井戸水の利用者は何人だったのかであります。滞納者初め負担金ですね、受益者負担金、工事やるときの滞納もあると思われましてけれども、その辺の実態はどのようになっているのでしょうか。

○高橋勝文議長 山田下水道課長。

○山田敏彦下水道課長 質問が非常に多い……、順次お答えしますが、抜けた場合はまた追加させていただきますのでよろしくをお願いします。

最初に、汚泥の量でございますが、1日当たり7.1トン、年間にしますと約2,500トンという数量でございます。

それから、セメント会社という処理、汚泥の処理上についてのことでございますが、セメント会社につきましては岩手にございまして、3・11の震災で被災しましてその後復旧のめどが立っていないということがございます。平成22年度につきましては、その時期までそちらの方に処理を行って委託しております。全体の半分程度が、そのセメント会社の方に処理を委託しているところでございます。

それから、業者の方が現在委託している処理業者は3社でございますが、近年汚泥の処理業者が非常に県内でも多く出ておりますので、その入札関係でございますが、今年度からこれからでございますが、その入札を検討しているところでございます。検討といいますか、入札をすべく準備しているところでございます。

それから、井戸水の話がございました。井戸水の利用者につきましては、汚水量の認定ということでプラス水道で利用した分にプラスなるものでございますが、現在井戸水を使用している件数は123件でございます。

それから、滞納関係の対応ということでございますが、こちらに関しましてはやはり個々に負担金、分担金、それから使用料等ございますけれども、すべて個別に自宅訪問を行いながらいろいろ御相談をさせていただきながらその催促を進めているという状況でございます。

汚泥の処分金ということでございますが、合計3社の合計、そして汚泥の処分ににつきましては処分委託料とそれから搬送関係の委託料で構成されております。業者は違いますが、その合計で約4,787万8,000円でございます。

以上です。

○高橋勝文議長 佐藤良一議員。

○佐藤良一議員 やはり寒河江地区、大きい人口であります。その中で一応文化的な生活していると、やはりいろいろと水道料金上がれば使用料金も上がるわけでありまして、下水道。やはりどうしても、だったら井戸水使うかなという家庭もあるような感じもいたしますけれども、その辺の年次計画を立てしっかり運営されるようお願い申し上げます。

○高橋勝文議長 ほかにございませんか。

認第3号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第4号に対する質疑はありませんか。佐藤議員。

○佐藤良一議員 やはり、国民健康保険はみんな安心して使える状態になっていけばいいんですけれ

ども、やはり滞納しますと半年だの3カ月だの1カ月だのというものがペナルティーとして課せられます。寒河江市でも恐らく滞納している方も当然いるわけでありまして。その辺の対応ですね。どのように取り組んでいるのか。また、件数は何件くらいあるのでしょうか。大体、発生したときからその対応なるまで、何年ぐらい、何カ月ぐらいかかるのでしょうか。

○高橋勝文議長 那須健康福祉課長。

○那須吉雄健康福祉課長 ただいまは恐らく短期証のことで資格証のことで御質問ということで、1点は。そういうことですので、平成22年度資格証の交付世帯でございますが、74世帯になっています。また、短期証の交付世帯でございますが、222世帯になってございます。

以上です。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 合わせて約300件近くありますけれども、そういう発生するまでの間、期間、月日ですかね、大体どのぐらいで把握なされているのでしょうか。それとも医療機関からいろいろ問い合わせあってなるのかであります。その辺の取り組みですね。どのように対応なされているのでしょうか。

○高橋勝文議長 那須健康福祉課長。

○那須吉雄健康福祉課長 滞納者の措置の関係と理解して、質問ということでございましょうか。

滞納しますと、すぐに短期証とかあるいは資格証という発生ではなくて、どうしても滞納しますと私どもの方ではいわゆる納税相談の通知を健康福祉課ではしてございます。納税相談に応じてくださる方、あるいは滞納している方で分納されている方もいらっしゃいます。そういう方ではなくて、悪質でしかも納税相談にも応じない方々について措置委員会ということで年2回ですけれども、庁内の措置委員会をしまして、その中で先ほど申しあげた短期証なり、つまり資格証というのは御案内のとおり国民健康保険の資格を持っていますが、窓口では10割負担していただくという制度ですけれども、ですからそのようなことで対応しています。

○高橋勝文議長 ほかにありませんか。

認第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第7号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第8号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第9号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第10号に対する質疑はありませんか。佐藤議員。

○佐藤良一議員 寒河江市立病院ですね。寒河江市初め西村山地域、河北病院に次いで大きい病院でありますけれども、なかなか経営上が大変であります。一般会計からも監査委員の指摘のとおりかなりの繰出金が行われております。初めは160、今は125の入院ベッドがありまして平均しますと80

弱であります。2年前から院外薬局でありますか、表でお薬もらうようになりましてけれども、自分から考えますと薬剤師が6名でしたか、存在しておりますけれども、その辺の経営にも大きくかかわっているんじゃないかなと私なりに思います。また、病院の看護婦さんですね、患者1人に対して10人ですか。入院患者125のベッドあって平均的80でありますけれども、その辺のことを考えながらどのようにやっていかれるのかどうか、内部検討でなされたのかどうかであります。

また、監査委員にお聞きいたしますけれども、その辺を強く意見書に反映されているのかどうかであります。

○高橋勝文議長 櫻井病院事務長。

○櫻井幸夫病院事務長 お答え申し上げます。

この件は、市立病院の現在の経営状況を受けての、一つは薬剤師の業務状況、あるいは看護師の配置状況という2点の御質問かと思っておりますけれども、それについてお答え申し上げたいと思います。

まず、薬剤師の業務でございますけれども、御指摘のとおり今6人の体制で従事してございます。平成20年6月から院外処方になっておりまして外来の部分については院外薬局での調剤と、こういう形になっていることは御承知のとおりでございます。

それで、今の業務でありますけれども、薬剤師の業務、複雑多岐にわたっておりまして、特に今は入院患者さんの薬剤管理指導といいますか、こういったことを中心にしながらお薬の指導でありますとかあるいは持参薬の調査とかあるいはそういったことで医師の負担軽減といいますか、そんな形でも頑張らせていただいているところでございます。あと、医薬品の安全情報等の管理加算ということで、いろいろお薬は日進月歩でございますので、そういった情報を集めたりあるいは院内で提供したりと、こういう業務を行っていただいているところでございます。抗がん剤の調整といいますか、これは従前看護師さんが行っていたわけですが、こういったことを薬剤師さんが分担して行っていると。こういった中でチーム医療の一翼を担っていただいているということの状況でございます。

それから、看護師さんについてでありますけれども、看護師につきまして9月1日現在の状況を申し上げたいと思いますが、現在常勤の看護師さんが75人でございます。それから臨時の看護師さんが4人。パートの、いわゆる看護補助職員といいますか、この方が10名いらっしゃいます。合わせて89名体制となっているわけですが、このうち3人が育児休暇、1人が病気休暇という形になってございます。そのスタッフでそれぞれ三つの病棟、あるいは外来、手術室、あるいは地域連携室という形で配置しておるわけですが、特に病棟勤務についてでございますけれども、御案内のとおり病棟勤務につきましては今、夜勤が可能な臨時の看護師さん含め52名の体制でシフトをしております。御指摘のように10対1の入院基本料の看護基準でそれぞれの病棟に配置しているわけですが、365日3交代制、準夜、深夜、2人ずつ、これ毎日回しているわけです。所定の休暇などを含めた所定の勤務日数、あるいは夜勤には72時間ルールというのがございまして、1人9回までしかできません。そういったことを踏まえてそれぞれ計算しますと、今の現状の看護師さんの体制ではいわゆる125床の7割程度のカバーかな、7割というと88人になるわけですが、カバーかなという状況でそれぞれ毎月の勤務体制を組んでいただいているところでございます。

以上のような状況でございます。

○高橋勝文議長 片桐監査委員。

○片桐久志監査委員 病院の職員体制をうまく使っているのかという御質問に受け取ったんですけれども、それでよろしいですか。

確かに、病床利用率が60%台ということで、非常に他の自治体病院に比べますと低い率になっております。そんなことから監査委員の結びののところにも書いてございますけれども、現在保有している医療資源を最大限に活用し、診療報酬の増加とか患者サービスの向上に結びつく方策を十分検討されたいということに監査の意見には述べさせていただいております。

それで、先ほど病院の事務長からもありましたけれども、そのほかにも亜急性期の病床を従来は12床だったんでありますけれども、これを18床まで伸ばして亜急性期病床の利用率を昨年までは71.1%であったわけでございますけれども、76.2%ということで、病院内部での努力も経営改善に少しは健全化に向けて数字的には伸びているのかなと見ておるところでございます。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 今の今日の医療でありますけれども、自治体病院で決められるのは大体特別室の料金ぐらいで、あとは全部厚生労働省の医療単価に基づいているわけでありまして。どこの自治体病院でも本当に大変であります。我が寒河江市でも本当に大変な経営状態であります。やはり、その辺のことを考えていろいろやっていただきたいと思います。

また、事務委託やその他の委託も行っておりますけれども、今日の医療の関係で一般会計からこれだけ行っているんだ、やっているんだとみんな思われるといろいろ苦しい立場だと思われましてけれども、新しい市長になってから山大医学部やその他の機関と連携なされていると思われまして、市長に一つお尋ねいたします。今の状態で病院経営が本当に成り立つのかどうかであります。市長の決意のほど、監査委員報告初め議員各位のことを思って市民各層のことを思い、どのようにお考えなさっているのかお聞きしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 佐藤議員から市立病院の今後の経営見通しということでお尋ねありましたけれども、議会の皆さんにも何度もこれまで御説明しているわけでありましてけれども、なかなか経営的にも大変厳しい状況にある市立病院でありますけれども、これをやはり今後も市民の病院として存続をしていくためにどういった手だてがあるのかということで、今盛んに検討を進めているところであります。もちろん医師の問題もありますので、市立病院、市だけではなかなか検討ということにもなりませんので、それは山大医学部、あるいは県、それから医師会などとも一緒になって去年度からいろいろ検討してきているわけでありまして。

そういった中で、今後寒河江市立病院が西村山地域の中心的な病院としてどういう役割を果たしていくのか、そして地域のニーズにこたえられる病院としてどうあるべきなのかということで、今盛んに検討しているところであります。そういう計画の案なるものも県から示されているわけでありまして、それに基づいて現在さまざま我々としても議論を重ね、そしてまた医学部、それから県と一緒にこの西村山地域の全体の医療を踏まえた市立病院のあるべき姿というものを現在検討しているところであります。

いずれにいたしましても、基本は市民のための病院として今後とも引き続き存続するのが基本であります。その前提に立って経営的にも改善をしていくということが必要だろうと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 やはり、自分も昭和58年に議員になりましたときから、あのとき3億円でにっちもさっちもいかなかったわけでありまして。やはり、その後市立病院をそのまま医師会にやったらどうか、労災病院にしてはどうかなんていうお話もありましたけれども、県内の自治体病院でいち早く事務委託を委託してやったわけでありまして。それからずっと、自治体病院に事務委託が行われるようになりました。それまでは直営の職員でやっていたのが現状であります。その辺の努力は市当局、私なりに感謝申し上げたいと思います。それだけ、人件費の方がいろいろとあったわけでありまして。

やはり医療の進歩が進んでいるわけでありまして。そして、高齢者の社会でありますし、やはり一般会計から6億円近くもありますけれども、何とか市民病院で存続だけはお願い申し上げたいと私なりに思っております。やはり、議場にいる議員もそして執行部の皆様もぜひその辺何かいいアイデアあったらどんどん意見を申しあげて、国にも県にも意見を申しあげ地域医療のためにぜひ頑張ってもらいたいと思っております。自分の意見に対して、市長、意見がありましたならばぜひお願い申し上げます。

○高橋勝文議長 ほかにございませんか。内藤議員。

○内藤 明議員 実は私、病院の評価委員にもなっていますので、発言するのはどうかと思っております。今後のことを、病院経営の今後のことを考えた場合にやはり医師の確保というのが非常に重要なポイントになると思っております。それで、前にも医学部あるいは医療大学等に進む学生に奨学金制度を設けたらいかがなのかなと考えて質問申しあげたことあるんですが、県にはそうした奨学金制度があるわけでありましてけれども、そうした奨学金を受けて卒業して医師になる、そして最後には県立病院あたりにとまるんですね。ですから、市でも長いスパンということで、少し長い目で、投資になるのかわかりませんが、そうした奨学金制度を設けてやるのも一つの方法ではないかなと思っておりますが、そうしたところの市長の御見解を承りたいと思っております。

○高橋勝文議長 櫻井病院事務長。

○櫻井幸夫病院事務長 やはりお医者さんは病院を運営していく上での根幹でありますから、常々お医者さんの確保には努力していかなければいけないのかなということだろうと思っております。

今、奨学金制度の御提案だったわけですが、確かに県にはございます。市立病院単体でどうかということですが、現時点で具体的な検討のテーブルには乗っておりません。今後の一つの貴重な御意見として承っておきたいと思っております。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 貴重な御意見というほど貴重ではないかもわかりませんが、ぜひ今後の病院経営を考えた場合には一つの大きなポイントだと思いますので、本当に市長サイドにおかれまして御検討いただきますようお願いしておきたいと思っております。

○高橋勝文議長 ほかにございませんか。

認第11号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第47号に対する質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 昨日も一般質問でもお尋ねしたんですが。

○高橋勝文議長 もっとマイク近づけてください。

○川越孝男議員 市庁舎の耐震補強工事の関係についてですけれども、端的にお尋ねをしたいと思えます。この免震補強工事をしてI s値は幾らになるのかということが一つです。

それから、建物を補強するのではなくて、震度というか揺れを逃がすわけですので、この工事して震度幾らまで大丈夫になるのかが2点目です。

それから、3点目がコンクリートの劣化状況、これらはどのように今現在判定されているのか。今回の説明資料によりますと、補強後は耐用年数が30年程度と言われています。現在、築44年この建物たっているわけでありましてけれども、74年という形になるわけですね、それ足しますと。本当に耐震上はそうであっても、建物自体が、鉄筋コンクリートとしてのこの建物自体が本当に74年おいておくというか、そこまでと考えてこの手法をとられたのかどうか。

それからこの大丈夫だということも、今現在5階を空にしている状態でありましてけれども、この庁舎からすれば1階から4階までそれぞれ事務室的になっています。もちろん1階には議場ありますけれども、5階が倉庫になっていて、5階建ての建物なわけです。それが5階使えないということになれば、この建物の5分の4きり使わないことになるわけでありまして、これらのことが5階にも十分使った中でI s値なりが大丈夫ということになっているのかどうか。あるいは30年その状態でもつという判断されているのかどうかお聞かせをいただきたいと思えます。

○高橋勝文議長 丹野財政課長。

○丹野敏晴財政課長 I s値の問題でございまして、幾らになるのかということでございまして、こちらの方につきましては黒川事務所の方から確認はとっておりません。

それから、震度幾らに耐えられるかということでございまして、こちらの方につきましてもこれから免震の設計、どういう工法でいくということを決めていくということでございまして、こちらの方についても今の段階では不明ということでございまして。

それから、コンクリートの劣化状況ということでございまして、耐震診断におきましてはコンクリートの中性化が若干進んでいるという診断結果ということでございまして。それを受けまして平成20年度に中性化防止工事ということで、コンクリートの表面にそれを防止する薬剤を塗布しているということになってございまして。ですから、コンクリートを劣化が進まないようにしているという状況でございまして。

74年考えておるかということでございまして、74年使えるというのが一番ベターなんだろうけれども、そこまで使えるかどうかということにつきましては今後の庁舎の方の劣化の状況というものを見定めた上で、何年使えるかということを決めていかなければならないんだろうと思えます。

それから、今現在5階の方が空になっているということでございまして、この免震工事を実施いたしましても庁舎自体揺れるということには変わりないということでございまして。地下の方でその揺れを吸収するという格好になるわけでございまして、建物自体、やはり5階にまた書類を入れるということになりますとやはり頭でっかちということ、重量の方がかかってくるということもございまして、免震工事を行っても庁舎5階につきましては書庫という使用形態ではできないということでございまして。

以上です。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 しかし、今聞いて皆さんどう思うかですけれども、I s値は国の基準をパスすると

いう、この方法きりないという、この方法というか耐震補強ではこれをクリアできないと、したがって免震の方法をとったというわけですがけれども何ぼなるかわからない。今から聞いてみないとわからない。今回補正出ているわけですから。そして、30年間延びるというけれども、もう既に44年たっているんです。74年です。鉄筋コンクリートのこの建物は耐用年数50年と私ども教えられました。ということで、これが今一番金もかかるんだけれども、この方法きりないという言い方ですけれども、私はそういうことからすれば、本当にこれ、使いたいといったって使われない状態も来るのではないかと、今のようまだ、今現在聞いてもわからないわからない、だからわからないんですが、こういうことをきちっとした上で、私はちゃんと検討すべきなんではないかなという思いがするんです。

したがって、新第5次振興計画の中でも市庁舎の問題についてはちゃんと委員会をつくってするとなっていながら、時間がなかったから設計屋と市の職員だけで判断した、決定したと言われても一番肝心な部分はまだわからない中で進んでいるというのはいかがなものかと、これだめだとか何か言っているのではないんです。非常に心配だからなんです。あるいは、議会というのはいかなる部分をきちっと調べてそして理解納得をしてやるべきことだと思いますので改めてお聞きをしたいし、この庁舎というのはいかなるものも残していきたい、一つの考え方として、したがって今回免震による補強をしていると、その中で事務も別のところに移らないでできないからやっていくと、そして一定の時期に基金ためて別のところに建てるといふことがあるんだとしたら一つの考え方としてあり得るかもしれません。しかし、きのうも言われたようにそういうことも定かでない。金銭的な比較をしたのは、これを取っ払ってここに同じスペースのものを建てた場合にこうだということでありますけれども、そういうことをやはり広く市民の意見を聞きながら判断するということは今極めて重要だと思うんです。ということで、改めて市長の見解を。だめだとかなんかないのであります。そういうことをすべきでないかということで、お尋ねをしているんです。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 誤解を招くといけませんから申しあげたいと思いますが、耐震指標の目標 I s 値でありますけれどもきのう御答弁申しあげましたけれども、0.9以上を確保していくためにはこの免震構造の耐震化というものが可能だということでもあります。それから、基本的にこの庁舎をどうしていくのか、市の、市役所の建物をどう考えていくのかということに最終的にはなるわけでありますけれども、今回免震化を進めて耐震化を進めていって耐用年数が30年ぐらいの工事をするという事は、つまるところこの庁舎を今後も市役所の機能を持つ、機能を果たす庁舎として使っていくという前提になるのは自明のことだと思っております。

ただ、おっしゃるとおりその30年、30年間きちっと使えるかどうかということはいかなる状況の変化あるいはこの庁舎の老朽の度合いというものを見定めていかなければなりません、そうしたときにこの市役所の庁舎というものをどういう形で次の庁舎をしていくか、持っていくかということについては、ここの場所につくろう、あるいは別の場所に移転しようということがいろいろ構想として出てくるわけであります。そういったときにはさらにいろんな議論が出てくるわけでありますので、そうした時点では多くの市民の皆さんからいろんな議論をいただいて進めていかなければならないと思っております。その辺のところは御理解をいただきたいと思っております。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 市長の今の考え方ひとつわかりました。

しかし、これをこういう、今の基準をパスをしていない、これを補強して免震でやっていくというのが本当に将来にとっていいのかどうかというのは一つの大きな判断をしなければならない重要な部分だと思うんです。それは次の庁舎というものとも関係をしていくという意味でね。今、市長の判断はこれを市庁舎として免震の対応をしながら使っていくというわけですがけれども、これだっ
て物すごい金かかるわけですから、ということでこれが本当にいいのかどうかという部分を市の職員と設計屋だけでなくやはり検討をすべきでないのかというのが私の意見なんです、そのことについてお尋ねもしたんです。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 そういった川越議員の御意見もあろうかと思いますが、我々としては議会の方に原案もお示しをしながら、そして市民の代表である議員の皆さんの御意見もちょうだいしながらまず進めていくというのが基本だろうと思いますから、そういう前提でしているわけでありませけれども、結果的にこの庁舎を耐震化を進めてその補強工事をして市民が安心して市の業務に市役所に訪れることができるあるいは職員が安心して仕事ができるというのが、この大震災を踏まえての我々の一番大きい教訓であろうかと思しますので、新たな庁舎を新築をしていくということについては資金的な面、あるいは予算、時間的な面ということを考えればそのこと自体現状ではなかなか難しいと、我々は早急な対応はできないと思いますので、基本的な考え方としてこの現在の庁舎を耐震化をしてさらに使っていくというのが基本的な考え方としては方向性としては間違っていないのではないかと思うところであります。そういった意味では、多くの市民の皆さんにも丁寧に御説明をしていくということは今後とも必要かと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤議員。マイクを使ってください。

○佐藤良一議員 この庁舎の全体を見ますと半地下でありますし、後ろには二の堰あり長岡山があります。当然、地下水が、私なりに思うんであります。表のスロープに対してつららが下がっていたと自分が指摘して初めて気づいたようなアルカリ反応があるわけでありませ。調査する、実際地下に埋められている柱の基礎の部分です。かなり傷んでいるような感じもいたします。ただ、上からだけですから、今現在、これから調査するんですけれども、そういう水の流れも検討なされているのかどうかであります。ましてや、一番簡単なのは後ろにボイラー室がありますけれども、そこにまたタンクがあります。そのタンクの自体を見ますと一番わかるはずであります。タンクも40年間も同じ状態であるわけでありませから。その辺の調査もボイラーもあるわけでありませ。ボイラーは交換しているわけでありませけれども、タンクは交換していないはずであります。まして、地下ですからコンクリートそのものも調査なされておられません。そのようなことも含まれているのかいないのか、この調査に対してどのように対応なさるのでしょうか。まさか周り皆掘って、その辺をよくしてもらえようようお願い申し上げます。

○高橋勝文議長 丹野財政課長。

○丹野敏晴財政課長 庁舎近くの地下水の問題ということでございますが、今回の補正予算の中に地質調査費を計上してございます。そんなことから、地下水が多分どこに存在しているとかそんな状況がわかるのではないだろうかということで考えておるところでございます。

それからタンクの方の調査ということでございますが、免震工法につきましては、庁舎周りを全

部掘るような格好になります。地下部分を出していく。出していくという工法になると思いますので、当然にしてそのタンクという部分が傷んでいるのであれば、そちらの方の更新ということも必要になってくるということで考えておるところでございます。

○高橋勝文議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 やはり、想定外という、この市役所建てたときから全然掘り起こしていないわけですから、やはり地下水の問題が当然出てくるわけであります。その辺を十分検討しながらやってもらいたいと思います。

○高橋勝文議長 ほかにございませんか。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時10分といたします。

休 憩 午前10時59分

再 開 午前11時10分

○高橋勝文議長 休憩引き続き前に会議を開きます。

議第48号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第49号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第50号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第51号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第52号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

○高橋勝文議長 日程第21、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第47号については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、議第47号については議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

決算特別委員会設置

○高橋勝文議長 日程第22、決算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

認第1号から認第11号までの11案件については議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く16人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、認第1号から認第11号までの11案件については議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く16人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

委 員 会 付 託

○高橋勝文議長 日程第23、委員会付託であります。このことにつきましてはお手元に配付してあります委員会付託案件表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委 員 会	付 託 案 件
総務文教常任委員会	議第50号、議第51号、 議第52号、請願第5号、 請願第6号
厚生常任委員会	議第49号
建設経済常任委員会	議第48号
予算特別委員会	議第47号
決算特別委員会	認第1号、認第2号、 認第3号、認第4号、 認第5号、認第6号、 認第7号、認第8号、 認第9号、認第10号、 認第11号

○高橋勝文議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時13分

再 開 午後 3時15分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

寒河江市議会決算特別委員会正副委員長の互選結果報告について

○高橋勝文議長 日程第24、寒河江市議会決算特別委員会正副委員長の互選結果報告についてであります。

休憩中に決算特別委員会が開催され、正副委員長が互選されましたので、御報告いたします。
決算特別委員長荒木春吉議員、決算特別副委員長太田芳彦議員、以上でございます。

散 会 午後 3時16分

○高橋勝文議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。